

第12回大阪地方労働審議会港湾労働部会 議事録

- 1 日時 平成25年2月12日(火) 15:00~16:45
- 2 場所 大阪労働局 第二庁舎 18階 大会議室
- 3 出席者
- 公益委員 : 石田委員・坂西委員・谷岡委員・藤田委員
横見委員
- 労働者委員 : 佐藤委員・佐野委員・三宅委員・渡部委員
- 雇用主委員 : 栗田委員・中谷委員・平岡委員・間口委員
- 専門委員 : 近畿運輸局海事振興部貨物・港運課 吉田課長
(代理出席)
- 大阪府港湾局 正井次長(代理出席)
- 大阪市港湾局 丸岡局長
- 事務局 : 大阪労働局職業安定部職業対策課
川端課長・山口課長補佐・五代儀係長
川岸班長・橋本係員
- 大阪港労働公共職業安定所
中野所長・生島課長
- オブザーバー : (一財)港湾労働安定協会大阪支部
石田支部長
- 4 議題 (1) 大阪港における港湾雇用安定等計画の取り組み状況について
(2) 港湾労働者派遣制度の活用状況等について
(3) その他
- 5 議事 以下のとおり

(山口課長補佐)

本日はお忙しい中、ご出席頂きましてありがとうございます。本日の司会を担当させていただきます、大阪労働局職業安定部職業対策課課長補佐の山口でございます。どうぞよろしく願いいたします。

若干お見えでない方もいらっしゃいますが、定刻となりましたので、第12回大阪地方労働審議会港湾労働部会を始めさせていただきます。

開会に先立ちまして、大阪労働局職業安定部職業対策課長の川端より、開会の挨拶をさせていただきます。

(川端課長)

大阪労働局職業安定部職業対策課長の川端でございます。

第12回大阪地方労働審議会港湾労働部会の開催にあたりまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

皆様方にはご多忙のところ本部会にご出席頂きまして、誠にありがとうございます。

また、平素から大阪労働局の業務全般、とりわけ港湾労働行政の推進に格別のご理解とご協力を賜っておりますことに厚くお礼申し上げます。

まず、内閣府による平成25年1月の月例経済報告におきましては、先行きについては当面は弱さが残るものの、輸出環境の改善や経済対策の効果などを背景に、再び景気回復へ向かう事が期待されるが、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっていると報告されているところでございます。

一方、最近の雇用失業情勢ですが、総務省発表の平成24年12月の近畿における完全失業率は4.5%と前月より0.3ポイント改善しておりますが、依然として高水準で推移しているところでございます。

また、大阪における平成24年12月の有効求人倍率を見ますと0.82倍と前月に比べて0.02ポイント上昇しておりますが、依然として1倍を下回っていることから厳しさが残っているところであり、改善の動きに足踏みが見られるところでございます。

私ども大阪労働局としましては、港湾労働行政の視点から今後の展開を注視するとともに、港湾雇用安定等計画に基づきまして、港湾労働者の雇用秩序の確立と維持に向けた取組みを継続して行って参る所存でございます。

本日の議事内容でございますが、「大阪港における港湾雇用安定等計画の取り組み状況について」、「港湾労働者派遣制度の活用状況等について」となっております。「港湾労働者派遣制度の活用状況等について」は、一般財団法人港湾労働安定協会大阪支部長の石田様からご説明頂きます。

最後になりましたが、本日の部会におきまして、委員の皆様から忌憚のないご意

見を賜り、今後の港湾労働行政に反映させて参りたいと考えておりますので、よろしくお願いを申しあげまして、簡単ではございますが、私のあいさつとさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いたします。

(山口課長補佐)

それでは、本日お配りしている資料の確認をさせていただきます。

上から順番に本日の次第、配席図、出席者名簿、本部会の委員名簿に規程集となっております。その次に本日の資料としまして、大阪労働局説明資料の(1)、内容としましては平成24年度の港湾雇用安定等計画の取り組み状況ということで12ページになっております。それから大阪労働局説明資料(2)、こちらは資料1から資料8までの計8ページとなっております。次に一般財団法人港湾労働安定協会説明資料として4ページの資料と、併せて平成23年度の業務年報を1冊お配りしております。それとその他の資料としまして、港湾労働法の変遷、大阪港地区職業安定審議会の開催状況、それから主要港の指標ということで3点お配りしております。不足資料等ございましたら、恐れ入りますが挙手をお願いします。

続きまして、本日出席頂いております委員の皆様をご紹介させていただきます。

最初に、公益代表委員の皆様からご紹介させていただきます。

向かって左から、

坂西委員様でございます。

谷岡委員様でございます。

石田委員様でございます。

藤田委員様でございます。

横見委員様でございます。

次に、労働者代表委員のご紹介をさせていただきます。

佐野委員様でございます。

三宅委員様でございます。

佐藤委員様でございます。

渡部委員様については、こちらへ向かっているようでございますが、まだ出席されておりませんので、到着次第ご紹介させていただきます。

続きまして、雇用主代表委員を紹介させていただきます。

栗田委員様でございます。

間口委員様でございます。

中谷委員様でございます。

平岡委員様でございます。

続きまして、専門委員をご紹介させていただきます。

今回より新たにご就任頂いております、三上委員の代理として、近畿運輸局海事振興部貨物・港運課長の吉田様でございます。

井上委員の代理として、大阪府港湾局次長の正井様でございます。

丸岡委員様でございます。

なお、労働者代表委員の大野委員様並びに雇用主代表委員の小林委員様につきましては、本日所用のため欠席となっております。

それから、本日は一般財団法人港湾労働安定協会大阪支部長の石田様にオブザーバーとしてご出席頂いております。

なお、事務局の職員につきましては、お手元の出席者名簿で紹介に代えさせていただきますと思います。ご了承をお願いします。

それでは、定足数につきましてご報告させていただきます。

本日の委員の出席状況につきましては、公益代表委員 5 名、労働者代表委員現在 3 名、雇用主代表委員 4 名の計 12 名の委員のご出席を頂いておりますので、大阪地方労働審議会港湾労働部会運営規程及び地方労働審議会令第 8 条第 1 項の規定により、本部会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

また、大阪地方労働審議会港湾労働部会運営規程第 5 条により、本日の会議は議事録の開示を含めまして原則、全て公開となっております、大阪労働局のホームページに掲載することとしておりますので、併せてご報告申し上げます。

なお、ご発言につきましては、議事録作成の都合上、お手数ですがマイクを通して頂くようお願いいたします。

それでは、この後の部会の議事運営につきましては、運営規定第 4 条に基づき、石田部会長をお願いいたします。どうぞよろしくようお願いいたします。

(石田部会長)

皆様、改めましてこんにちは。石田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

本日は大阪港における港湾労働者の雇用の安定と福祉の増進という観点から、皆様より忌憚のないご意見を頂戴しながら進めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくようお願いいたします。

議事に先立ちまして、大阪地方労働審議会港湾労働部会運営規程第 6 条第 1 項の規定による議事録の署名人を指名させていただきます。

公益代表委員からは私石田が、労働者代表委員からは三宅委員に、雇用主代表委員からは栗田委員に、それぞれお願いしたいと思いますので、よろしくようお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、本日の議題は「大阪港における港湾雇用安定等計画の取り組み状況について」、そして「港湾労働者派遣制度の活用状況等について」となっております。まず、「大阪港における港湾雇用安定等計画の取り組み状況につ

いて」事務局から説明頂きます。

ご意見・ご質問等につきましては、後ほど時間を設けております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(五代儀係長)

大阪労働局職業安定部職業対策課の五代儀でございます。本日はよろしくお願ひします。

私の方からは、大阪港における港湾雇用安定等計画の取り組みにつきまして、説明させていただきます。

大阪労働局説明資料(1)と資料(2)によりご説明いたします。

説明資料(1)は、港湾雇用安定等計画及び大阪港における取り組み状況になっておりまして、説明資料(2)は、その詳細資料でございます。合わせてご覧頂きますようお願いいたします。

説明資料(1)の港湾雇用安定等計画でございますが、現行の計画につきましては、平成21年度から平成25年度までの5ヶ年計画となっております。

今年度は4年目にあたりまして、この計画における平成24年度の取り組み状況についてご説明いたします。内容によっては平成23年度の状況を記載しておりますのでよろしくお願ひします。

それでは、大阪港における「港湾労働者の雇用の動向に関する事項」及び「雇用秩序の維持」を中心にご説明いたします。

説明資料(1)の左側が平成21年度から適用されている計画で、右側が平成24年度の大阪港における取り組み状況でございます。

「1. 計画の基本的な考え方」といたしまして、(1)計画のねらい、(2)計画の背景と課題がございまして、2ページ目、3ページ目と続いております。(3)計画の期間ですが、先程も申し上げました通り、平成21年度から平成25年度までとなっております。

続いて「2. 港湾労働者の雇用の動向に関する事項」でございます。

「(1) 港湾運送量の動向」ですが、平成23年度における大阪港の船舶積卸量は9,800万トンでございまして、平成22年度の9,300万トンから約5.4%増加しております。リーマンショックの影響などにより、平成21年度は前年度と比較して落ち込んでおりましたが、平成22年度、23年度と2年続けて増加に転じております。

続きまして、「(2) 港湾労働者の雇用の動向」の「イ 労働者数」についてでございます。

平成24年12月末時点の大阪港における常用港湾労働者数は6,202人となっており、前年同月の6,112人と比較しまして約1.5%増加しており、平成21年以降連続

の増加となっております。

説明資料(2)の資料1をご覧ください。港湾労働者数の推移を記載しております。これは各年度末、3月31日時点の数字でございます。

右側の合計欄をご覧くださいと、平成21年度は5年ぶりに減少となりましたが、22年度は再び増加に転じておりまして、平成23年度も前年度より165人多い6,104人となっております。

先程申し上げました通り、平成24年12月末現在では6,202人ですので、今年度に入ってから増加傾向は続いております。

次のページをご覧ください、資料2は六大港のデータでございます。

上段の常用港湾労働者数は、平成24年3月末現在の数字でございます。

一番右の六大港合計の常用港湾労働者数は、32,737人と、前年同月の32,320人と比較して1.3%の増加となっております。

次に六大港別に見ていきますと、東京港は、4,556人で、昨年同月が4,547人でありましたので、0.2%増となっております。

横浜港は、7,688人で、昨年同月が7,543人ですので1.9%の増でございます。

名古屋港は、5,523人で、昨年同月が5,479人ですので、0.8%の増となっております。名古屋港は、22年度、23年度と減少しておりましたが、24年度は増加しております。

大阪港は、6,104人で、昨年同月が5,939人ですので、2.8%の増でございます。

神戸港は、5,462人で、昨年同月が5,452人ですので、0.2%の増でございます。

最後に関門港は、3,404人で、昨年同月が3,360人ですので、1.3%の増となっております。

このように、平成24年3月末の常用港湾労働者数は、六大港全てにおいて、対前年同月と比較して増加しております。

その中で、大阪港は横浜港に次いで常用港湾労働者数が多い状況でございます。

それでは説明資料(1)へ戻って頂きまして、3ページの「ロ 就労状況」でございます。

大阪港における港湾労働者の平成23年度月間平均就労延数は、平成22年度に比べ3.3%増加しておりまして、107,960人日となっております。その内、常用港湾労働者の占める割合は99.6%となっております。詳細につきましては、説明資料(2)になります。

資料2の下段の六大港港湾労働者就労状況をご覧ください。平成23年度の六大港の月平均就労延日数の合計は、561,314人日でございます。平成22年度は、549,548人日でしたので、前年度比約2.1%の増となっております。

内訳としましては、常用労働者が542,362人日で前年度比1.7%の増、派遣労働者が2,094人日で前年度比1.1%の増、日雇労働者が16,858人日で前年度比18.1%の

増となっております。

大阪港の状況につきましては、次のページの資料 3 をご覧ください。

上の表の大阪港港湾労働者就労状況表の中段あたり、網掛けの下のところですが、平成 23 年度の月平均の状況をご覧ください。

平成 23 年度月平均就労延数は 107,960 人日で、そのうち常用労働者は 107,527 人日、派遣労働者が 303 人日で、日雇労働者が 130 人日で、その右側の網掛けの比率で見ますと常用労働者が 99.6%、派遣労働者が 0.3%、日雇労働者が 0.1%となっております。

月別の就労延数ですが、表の左側に合計欄を記載しておりまして、カッコ内の数字は対前年同月比の増減でございます。

平成 23 年度の就労延数は、前年度比 3.3%の増でございます。

それぞれにつきましては、常用労働者が前年度比 3.2%の増、派遣労働者が前年度比 30.3%の増、日雇労働者が前年度比 16.2%の減となっております。

就労延数についてですが、平成 22 年 5 月以降、対前年同月比で増加を続けておりましたが、平成 24 年 4 月に 24 カ月ぶりに対前年同月比で減少となりました。その後、平成 24 年 5 月以降は再び対前年同月比で増加を続けていたところですが、12 月に再び対前年同月比で減少しております。

また、派遣労働者の就労延数が 25 年 1 月には 23 年度実績を上回る見込みで推移しておりまして、一方で日雇労働者の就労延数は、年々減少傾向になっております。

一番下の表は、大阪港の港湾労働者の月別の就労日数の推移を平成 24 年、23 年、22 年度別に折れ線グラフにしております。

ご覧のように、港湾労働者の就労日数は月により波動性があることが窺えるところでございます。

ちなみに、1 ページ戻りまして、資料 2 でございますが、こちらの下表は平成 23 年度の六大港の就労状況でございますが、平成 23 年度の就労形態の比率は、下段の右側でございますが常用労働者が 96.6%、派遣労働者が 0.4%、日雇労働者は 3.0%となっております。日雇労働者の割合は全国平均 3.0%と比べまして、大阪港は 0.1%と少ない状況になっております。

続きまして、説明資料 (1) へ戻って頂きまして、4 ページの「二 港湾労働者の年齢構成」でございます。

平成 24 年 12 月末現在の数字でございますが、30 歳未満が 1,166 人で構成比は 18.8%でございます。30 歳以上 40 歳未満が 1,688 人で構成比は 27.2%、40 歳以上 50 歳未満が 1,862 人で構成比は 30.0%、50 歳以上が、1,486 人で構成比は 24.0%でございます。

対前年比では 40 歳以上 50 歳未満で 8.4%増と大きく増加しております。全体の平均年齢は 41 歳と前年度と変わっておりません。

詳細につきましては、説明資料（２）の資料４をご覧くださいでしょうか。直近の平成 24 年 12 月末現在の事業の種類別の年齢構成のデータを付けておりますので参考にして頂きたいと思っております。

次に、説明資料（１）に戻っていただきまして、４ページの「３ 労働力の需給の調整の目標に関する事項」の「（１）労働力の需給の調整の目標」に関する事項でございます。

港湾荷役作業につきましては、企業に雇用される常用港湾労働者によることが基本となります。

港湾労働の波動性に対応する企業外労働力といたしましては、港湾労働者派遣制度に基づいた、他の企業に雇用される常用港湾労働者の派遣による対応が原則とされておりまして、一層の徹底を図る事としております。

それでは、次のページの「（２）労働力の需給の調整に関して講ずべき措置」の「イ 労働局及び公共職業安定所が講ずる措置」の（イ）についてでございます。

雇用管理者研修会を 11 月 14 日に港湾労働安定協会主催で実施して頂いているところですが、69 名の参加がございました。その中でお時間を頂きまして、港湾労働法の法令遵守を中心に説明を行い、遵法意識の高揚を図っております。

また、大阪港労働公共職業安定所において 204 社に対し訪問指導を行い、港湾労働法の法令遵守の徹底、制度の啓発・指導を行いました。

続いて、（ハ）直接雇用の日雇労働者問題への対応ですが、大阪港における平成 23 年度の関連事業への直接雇用の日雇労働者就労延数は、合計で 1,560 人日でございます。これは、港湾労働者全体の就労延数の 0.1%となっておりまして、名古屋港の次に少ない状況となっております。

次に、（ニ）人付きリース問題への対応ですが、大阪港におきましては、実態はございませんが、現場パトロール等において違法就労の防止を図って参ります。

それでは、６ページをご覧ください。（ホ）の雇用秩序の維持でございますが、港湾労働法遵守強化旬間を毎年 11 月 21 日から 30 日に設定いたしまして、港湾関係者の遵法意識の一層の高揚を図るとともに、各種の啓発事業を通じまして違法就労の防止に努めております。

具体的には、○印のところに記載してございます。２つ目と３つ目の○印は先程申し上げましたが、大阪港労働公共職業安定所による事業所訪問指導を延べ 204 社、現場パトロールを 56 回実施しまして、また関係行政機関で実施しております合同立入検査を 6 月 25 日、9 月 19 日に行い、次回は 2 月 27 日に予定しております。

また、労働者代表、雇用主代表、関係行政機関からなる港湾雇用秩序連絡会議を 7 月 4 日、11 月 1 日に開催し、その委員による共同パトロールを 7 月 23 日、11 月 19 日に実施しております。大阪港ワッペン委員会は、9 月 10 日、12 月 5 日、25 日に開催されまして、大阪港労働公共職業安定所が出席しておりますが、大阪港ワッペン

委員会と連携を図りながら、ワッペン制度のなお一層の定着に向けて周知・啓発を行うこととしております。詳細につきましては、説明資料（２）の資料５をご覧ください。大阪港労働公共職業安定所による平成 24 年度の事業所訪問及びパトロールの実施状況について表にしております。訪問事業所数は 24 年 4 月から 24 年 12 月迄 204 社で、11 月は 161 社と突出しておりますが、港湾労働法遵守強化旬間の行事として実施しております。パトロール回数につきましては 56 回、パトロールに対応する事業所数は 134 社、隻数は 34 隻となっております。右側の港湾パトロールにおける指導状況でございますが、ワッペン未貼付が 1 件、ヘルメット未着が 2 件となっております。一番下の港湾労働法関係の重大違法事象の指導が 2 件となっております。

続きまして、次のページの資料 6 ですが、平成 24 年度の港湾労働法遵守強化旬間行事の実施状況となっております。実施項目といたしましては 5 点ございまして、1. 横断幕等による周知・啓発、2. 文書等による周知・啓発、3. 陸上・海上キャンペーン、4. 啓発会議等、5. 共同パトロールを実施して参りました。詳細につきましては記載の通りでございます。

次のページの資料の 7 は、大阪港におけます平成 24 年 12 月末現在の派遣許可事業所状況でございます。派遣許可事業所数は 61 事業所 63 業務で昨年度と同様となっております。また、派遣登録者は 2,008 名となっております。

資料 8 は、大阪港・堺泉北港における海運貨物取扱トン数の推移を昭和 41 年から記載しております。平成 23 年の取扱トン数はご覧のとおりとなっており、平成になってから最低水準だった 21 年より引き続き増加しております。

私からは以上でございます。

（ 石田部会長 ）

どうもありがとうございました。続きまして、「港湾労働者派遣制度の活用状況等について」、港湾労働安定協会大阪支部の石田支部長から説明して頂きます。

（ 石田支部長 ）

港湾労働安定協会の石田です。次第の 2、港湾労働者派遣制度の活用状況等につきまして説明させていただきます。一般財団法人港湾労働安定協会説明資料で説明させていただきます。

1 ページの平成 24 年度主要業務取扱状況の 1. 港湾労働者派遣事業取扱状況ですが、まず左側のあつ旋申込数は、事業者様から派遣等のあつ旋申込があった数でございます。中央の派遣数は、あつ旋申込に対しまして、派遣可能事業者からの派遣が成立した数でございます。右側の派遣不調数は、許可事業者の派遣対象労働者を派遣可能ということであつ旋申込を出したけれども派遣が成立しなかった数になります。

平成 24 年の 4 月から 12 月の状況についてご説明させていただきます。

左のあつ旋申込数ですが、平成 24 年 4 月につきましては 410 名、5 月は 464 名、6 月は 421 名、7 月は 558 名、8 月は 498 名、9 月は 569 名、10 月は 645 名、11 月は 508 名、12 月は 535 名ということで、4 月から 12 月までの合計は 4,608 名となっております。

荷役作業別の状況を見ますと、船内荷役作業は 2,178 名、沿岸荷役作業は 1,377 名、関連作業は 1,053 名となっております。23 年度の 4 月から 12 月までの累計と比較してみますと、人数で 755 名の増加、率で 19.6%前年度を上回っている状況でございます。

次に中央の派遣数ですが、これは派遣成立数になりますが、4 月は 321 名、5 月は 368 名、6 月は 322 名、7 月は 410 名、8 月は 395 名、9 月は 453 名、10 月は 537 名、11 月は 401 名、12 月は 409 名で、12 月までの累計は 3,616 名となっております。荷役作業別に見ますと、船内荷役作業は 2,178 名、沿岸荷役作業が 1,377 名、関連作業が 61 名となっております。23 年度の 12 月までの累計と比較しますと、1,018 名の増加、39.2%増と前年を 4 割弱上回っている状況でございます。

下のグラフをご覧ください。22 年度、23 年度、24 年度の各月の比較が窺えると思います。棒グラフがあつ旋申込数、折れ線グラフが派遣成立数となっております。棒グラフを見て頂けますでしょうか。白抜きが 24 年度の実績になりますが、4 月と 6 月で前年度を下回っておりますが、その他の月におきましては 22 年度、23 年度を上回っております。特に 10 月におきましては、前年、前年々を大幅に上回っております。

また、折れ線グラフの派遣成立数につきましても、あつ旋申込数に比例して同じように前年、前年々を上回った状況が見られるところでございます。

最後に右側の派遣不調数でございます。24 年 12 月までの累計が 1,934 名で 23 年度と比較して 762 名減、率にして 28.3%減という状況になっております。

続きまして 2 ページをご覧ください。港湾労働者の派遣につきましては、法律により 1 月あたりの派遣日数が 7 日を超えないことと上限が定められているところでございます。2 ページの表につきましては、港湾労働者が 1 ヶ月に派遣就労をした日数別に計上しております。《》の数字につきましては、実人員でございます。就労延人数の欄をご覧ください。《》の実人員を見ますと、22 年度は 123.8 名、23 年度は 148.5 名、24 年は 163.2 名と、派遣成立が増加するにつれて実人員も増加する傾向にあるという状況でございます。

続きまして 3 ページをご覧ください。こちらは六大港における各支部別の取扱状況になります。上の表は、派遣許可事業所数と派遣対象労働者数の各年度末の状況でございます。下の表は派遣業務取扱状況となっております。派遣のあつ旋申込数と、派遣成立数の状況でございます。

平成 24 年度 12 月迄の累計をご覧頂けますでしょうか。左側のあつ旋申込数ですが、六大港合計で 187,062 名と 23 年度と比較して 16,228 名の増加、9.5%増となっております。一方、派遣成立数におきましては、右側の表になりますが、24 年 12 月迄で 21,841 名と、23 年度と比較して 3,340 名の増加、18.1%増となっております。

最後に資料の 4 ページをご覧ください。こちらは大阪船内荷役協会様からご提供頂きました統計資料でございます。

戻りまして、資料の 1 ページをご覧頂きたいのですが、船内荷役の派遣成立数につきまして、平成 24 年 12 月までの累計は 2,178 名となっております。23 年 12 月までの累計が 2,211 名ということで、今年度は 1.5%減少しておりますが、4 ページの船内荷役の状況をご覧頂くと、比例していることがわかります。24 年 12 月までの隻数は 6,269 と、23 年度と比較して 5.9%の減少となっております。口数につきましては、24 年 12 月までが 8,136 口と、23 年 12 月までの 8,593 口と比較して 5.3%の減少ということで、荷役作業、隻数ともに減少傾向にあります。

真中の表は、隻数、口数、革新船荷役の占有率を計上しておりますが、24 年 4 月から 12 月までの革新船荷役作業の占有率が 75%ということで、23 年度の占有率から増加し、革新船荷役の占有率が上がってきているところです。

船内荷役におきましては、隻数、口数、派遣数において前年を若干下回った状況が現れております。

簡単ではございますが、以上で派遣制度の説明を終わらせて頂きます。

(石田部会長)

どうもありがとうございました。

それでは、ただいま説明のありました 2 つの議題について、ご意見・ご質問がございましたらお願いいたします。

どなたからでもご自由によろしく願います。

(五代儀係長)

前回の部会で委員の皆様からご意見頂いた内容につきまして、議題の 3 にその他がございますので、そちらで私からご説明させて頂きたいと思っておりますので、よろしく願います。

(山口課長補佐)

その他に入ります前に、委員様のご紹介をさせて頂きます。今回より新たにご就任頂きました、労働者代表委員の渡部様をご紹介させて頂きます。

(渡部委員)

2月1日付けで全日本海員組合本部より大阪支部に転勤して参りました、渡部でございます。どうぞよろしく申し上げます。

(石田部会長)

それでは、その他に入る前に、ご説明頂きました2つの内容について、ご意見・ご質問等ありましたらお願いします。どなたからでもご自由にご発言をお願いします。

(三宅委員)

昨年、大きくは色々あったのですが、3点だったかと思いますが、1つは今回も色々報告があった通り、東京港はコンテナの数だけでも大阪港の倍、400万TEU以上扱う港で、労働者数が4,000いくらかというのはどういうことなのだという事を行政的に調べて下さいということ質問したのが1点だったと。

付け加えて言いますと、先ほど安定協会の石田さんからありましたように、東京の派遣成立が減茶苦茶少ないですね。東京港をどうこう言うのではなくて大阪港もほうっておくとかこういうことに成り得ますよと。要は派遣不成立であれだけ業務量があるということは、港湾労働法第10条のただし書きで日雇もしくは日雇以外の違法就労が東京港には爆発的に多いのではないかという意味もひっくるめて一回調べて頂きたいんですよ。だから数字を見たときにはそういうことなのです。

港湾局もいらっしゃるからついでに言わせて頂きますと、東京と大阪は空コン比率が30%近くあると。ということはですね、輸入をして空で返しているということです。輸入が多いということは東京も大阪もですね、特に大阪港で言いますと、中国を中心とする近隣アジア港からの貨物が多いと。で中国船社、アジア系船社が多いということは運賃が安い。安いから荷主も安く叩き上げる、大阪港で輸入が上がります、港運事業者が安く競争させられて叩き買いをします。それで何が生まれるのかと申しますと、港運事業者の料金を下げるという事は港湾労働者の賃金が上がらないという事と、併せて違法な就労・雇用形態が増えますよと、実際にこの表にあるように違反件数が1件、2件では実態はないんですよということは昨年度も申し上げたんですね。ですから実態論としては私も独自にこの3月の初旬から港運協会にも通達をしてほぼ50日間かけてランダムにやろうと。これはやはり真面目にやっている港運事業者が真面目に働く労働者をかかえてやるのと、料金を叩きこんで違法な就労形態を取っていることが撲滅されるために、それから摘発するのも文句するのではなしに、そういうことを目的にやっているということですから、この数字というのは的確に表れていると。東京と大阪を比較してみれば大阪の方が比較的眞面目に事業者さんに対応しているし、港湾労働組合もしっかり頑張っているなど言えるのかなというふうに思っておりますので、これは違うよということがあれば一つご指摘を頂ければというふうに思います。

ただ派遣日数についてですが、大阪港の労使でやっていることを言いますと、まかないきれない、いわゆる免許上おかしいのではないかという部分を実は派遣でやっていますということを言われるのですが、実は上限が7日と決まっております、いろいろ問い合わせをしますが、名前だけ変えて、実は10日も2週間もやっていないかということもあり得るのですが、これはチェックできないんですよ、名前はね。要するにその人を多分7日間行かせているということだけなのかなと思います。そここのところのチェックが可能なかどうかです。せつかく労使で決めてこんな雇用安定等計画で7日という上限を決めているのですからそここのところがきちり出来ているかどうかという部分がありますので、そのあたりについてもこれも私が言っている事が合っているのかどうかご指摘を頂きたいところであります。とりあえず以上でございます。

後はいつも言われているように、こういった指摘をするのが1年に1回こっぴりでは駄目でしょうから、開催時期も併せてね、これは佐野委員の方からも毎回言われていたことですから、もう1回くらいはちゃんとやって、ここで指摘されたことがきちりと検証できる場にしなければ、1年に1回で形骸化していくという意味では、この港湾労働部会の安定計画の趣旨から外れているのではないかということで、ずっと言われていることですのでこのへんについても一度きちりとお願ひしたいというようなことだったかなと思います。以上です。

(石田部会長)

それではその他の件とも直接関わっておりますので、まずご説明を頂きながらということでもよろしいでしょうか。

他に今までの件でご質問等ございましたらまず初めに承りたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは今の三宅委員のご質問とも関連してその他に入りたいと思います。ご説明お願いします。

(五代儀係長)

それでは、前回の部会で藤田委員から、六大港の状況等につきまして説明があればもう少し理解ができるというお願いがございました。また三宅委員からも頂いております、東京港の貨物量が日本一でなぜ常用港湾労働者数が大阪港より少ないのかという事についてお話がありましたので併せてご報告させていただきます。

お手元にお配りしております資料でございますが、内容といたしましては、港湾労働法の変遷、大阪港における港湾労働対策の取り組みについてまとめております。それと主要港勢指標と大阪港地区職業安定審議会の開催状況をまとめたものを用意しております。

私共は厚生労働省の所管でございます港湾労働法に基づき、法令遵守をはじめ、

港湾労働者の雇用の安定、福祉の増進を図るため港湾労働対策に取り組んでいるところをございまして、今回、港湾労働法の変遷に併せて大阪港の状況を踏まえ、また六大港の港湾労働者数、就労状況など大阪港における港湾労働対策の取り組みについてご報告させて頂こうと思います。

それでは、まずはじめに港湾労働法についてですが、昭和41年7月に全面施行となりまして、第2条において適用港湾は、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、関門の六大港に適用し、また港湾運送作業は、港湾運送事業法第2条第1項のうち、船内、はしけ、沿岸及びいかだのいずれかの作業又はこれらに準ずる作業が適用とされておりまして。

港湾における日雇労働者の確保とその雇用及び生活の安定を図るため、日雇港湾労働者を中心とする雇用の調整を行うこととして、次のような諸措置をとるということで6項目ございます。1つ目が「日雇港湾労働者の登録制度」ということで、昭和41年の法施行当時、大阪では2,799人の港湾労働者の方が大阪港労働所に登録されたということです。2番目が「日雇港湾労働者の雇用の調整」、3番目が「登録日雇港湾労働者に対する雇用調整手当の支給」、4番目が「港湾荷役に就労できなかった登録日雇港湾労働者に対して行う訓練」、5番目に「登録日雇港湾労働者のための福祉事業」、6番目に「登録日雇港湾労働者に対する退職金共済制度の適用」となっております。

当時の大阪港では、公益、労働者・雇用主代表及び関係行政機関からなります「大阪府港湾労働対策協議会」が昭和32年12月に設置されまして、本格的に港湾労働対策に取り組むこととして大阪港労働出張所が設置されました。

その後、取扱業務量が激増した事によりまして、昭和35年5月に同出張所を大阪港労働公共職業安定所に昇格し、港湾における紹介体制の整備強化を図っております。

大阪港では、隣接する神戸港との関係から不定期船の出入りが多く、他港に比べ波動性が強いということから、日雇労働者の依存度が高くなり、特に船内作業においては60%にも及んだという状況のようでございます。そのため労働力の確保を図るため、その最大限の給原地としてあいりん地区の青空労働市場がその機能を果たしてきたようです。

法施行後は、法の趣旨実現のため労使の協力、大阪港地区職業安定審議会及び関係行政機関の努力によりまして、昭和42年以降はあいりん地区からのバス輸送によ

る出頭促進、窓口の一本化、完全輪番紹介が行われ港湾労働の環境も改善が図られてきたところです。

続いて、昭和 64 年 1 月に新港湾労働法が施行されました。港湾運送事業におきましては、昭和 40 年代後半からコンテナの進展をはじめとして、大型荷役機械の普及、設備の近代化等によりまして輸送革新が著しく進展し、それとともに港湾労働事情は大きく変貌いたしました。労働力の余剰化が生じる一方で、登録日雇港湾労働者の高齢化が進み、輸送の近代化に対応できない労働者が増加するなど、港湾労働対策全般について抜本的に改善を講ずる必要が生じまして、荷役の波動性に対応する労働力確保を図るため常用労働者の派遣制度を導入すること等を主な内容とする新港湾労働法が制定されました。

(2) の新・旧港湾労働法の相違ですが、日雇港湾労働者の登録制度を中心とする日雇港湾労働者の雇用調整制度、これを廃止しまして、波動性に対処するために必要な技能労働力を安定的に確保する仕組みとして、労働大臣が指定する公益法人であります、港湾労働者雇用安定センターがその常時雇用する労働者を港湾運送事業主の求めに応じて派遣する制度が新設されました。当時のセンターの常用労働者数、昭和 63 年度は 43 人という記録が残っております。港湾労働法第 12 条により、財団法人港湾労働安定協会が港湾労働者雇用安定センターとして港湾労働力の需給調整を行うこととなりまして、これにより大阪港労働公共職業安定所の登録日雇港湾労働者は、センターに常用雇用され労働需給に応じて派遣されることとなりました。

続きまして、平成 12 年 10 月 1 日に港湾労働法の一部改正が施行され港湾労働者派遣事業が導入されることとなりました。法改正の背景としましては、平成 9 年 12 月 12 日に行政改革委員会が最終報告書を内閣総理大臣に提出されまして、その際労働省から「港湾運送事業の規制緩和に関連して、日別の波動性に対応するための企業外労働者を活用する方策として、新たに港湾運送事業者間で港湾労働者の融通が円滑にできるような仕組みを確立すべきである。」との意見が出されています。

また平成 11 年 3 月 30 日には規制緩和推進 3 ヶ年計画が閣議決定されまして、その際には、労働省から「港湾運送事業者間で港湾労働者の融通が円滑にできるような新たな仕組みについては、平成 11 年度早期に中央職業安定審議会港湾労働部会において検討結果を取りまとめ、必要な措置を講じる。」と意見が出されています。

趣旨としましては、港湾運送事業にかかる規制改革の実施等に対応しまして、港湾労働者の雇用の安定を図るとともに、港湾運送事業主の効率的な経営・就労体制

の確立に資するため港湾労働法の改正が行われ、六大港において港湾運送事業主間における港湾運送の業務にかかる労働者派遣制度が導入されることとなりました。

港湾労働者派遣制度の概要としましては、1つは労働大臣の許可制。2つ目に実施主体は港湾運送事業主に限定、専ら派遣のみを行う事業主の実施は禁止となっております。3つ目に派遣対象は常用港湾労働者。これは公共職業安定所より港湾労働者証の交付を受けた者となっております。4つ目に許可基準として、適正な派遣料金、派遣日数の上限を5日と設定。この派遣日数の上限につきましては、先ほどもお話しが出ておりましたが、現在7日となっております。最後に港湾労働者雇用安定センターを情報センターとして活用、となっております。当時、平成11年度ですが、大阪のセンター常用労働者については17人おりました、その方々は12年3月31日に解雇となりまして、再就職を希望する方にはハローワークにおいて再就職支援を行ったようでございます。

次に、六大港の港湾労働者の状況ですが、先程の大阪労働局説明資料の(2)の資料2をご覧ください。

上段の常用港湾労働者数は、全ての港で前年度に比べて増加しておりまして、特に大阪港におきまして、165人の増加で、前年比2.8%増になっており、六大港では上がり幅が一番多くなっております。一方、派遣対象労働者につきましても、こちらの方は安定協会説明資料の3ページをご覧頂ければと思いますが、平成23年3月と平成24年3月を比較しますと、神戸港と併せて大阪港が増となっております。

もう一つの資料になりますが、主要港港勢指標をご覧ください。こちらは東京都港湾局の資料をお借りしておりますが、五大港の取扱貨物総量につきまして、上段が平成23年で下段が平成22年の数値となります。

平成23年の取扱貨物総量ですが、名古屋港がトップでその次が横浜港、大阪、神戸、東京となっております。先程の大阪労働局の説明資料(2)の資料2にございます六大港の港湾労働者就労状況をご覧頂きますと、就労延べ日数は、横浜がトップで、続いて大阪、神戸、名古屋、東京となっております。特にその態様別といたしまして、常用労働者の就労延べ日数は、横浜、大阪、神戸の順番となっております。横浜は前年度、前々年度と常用労働者の就労延べ日数が減っておりまして、派遣労働者についても前年度から減となっている状況でございます。一方で日雇労働者の就労延べ日数は、前年度から約2,600人日の増がございまして11,524人日となっております。

再度、協会の説明資料の3ページをご覧頂きたいのですが、こちらの2. 派遣業務取扱状況から、平成23年度の名古屋、大阪の斡旋申込数と派遣数の実績を比べますと、横浜、東京もですが派遣が不調に終わっているケースが多いように感じられます。東京港は、派遣許可事業所数も大阪港より少ないところをございまして、その旨確認したところ、事業所の移転や更新をしなかった事業所があったということで、平成21年に2件減となっております。

また、東京港では港湾労働者の派遣制度の利用促進が大きな課題となっているようです。事情としましては、マッチングも含めて常用労働者の仕事が無い時でないとは派遣ができないという状況とのことでして、資料にあります通り、常用労働者の96.9%が稼働しているということから、各社派遣できる労働者自体をそんなに持っていない。そんな事情から、直接雇用の日雇労働者の就労延べ数が多くなっているようです。

大阪港におきましては、常用港湾労働者、派遣労働者の就労延日数は年々増えております。そのようなことから日雇労働者は減少傾向にあります。

東京、横浜の関東の方と比較しましたところ、このような状況でございます。

先程の資料に戻って頂きまして、「大阪港における港湾労働対策の取り組み」ということでまとめさせて頂きました。

はじめに、「大阪港地区職業安定審議会」でございます。これは昭和41年2月3日、職業安定法に基づき港湾労働に関する大阪府知事の諮問機関として発足されました。審議会の開催状況は、昭和41年2月に第1回が開催されて以降毎年開催され、平成12年8月まで101回開催されております。また小委員会も多数開催されたほか、委員による他港視察も5回実施しているという記録がございます。

もう一つの資料をご覧頂ければと思います。大阪港地区職業安定審議会の開催状況をまとめている資料でございまして、平成9年から平成12年までの開催状況をまとめております。佐野委員からお聞きしているように、当時は必要に応じて年度に複数回開催されていたようでございます。これが平成13年の地方審議会の再編により、大阪地方労働審議会港湾労働部会になってからは毎年1回の開催となっているようです。平成20年の開催時は、現在の港湾雇用安定等計画の作成年度でしたが、その時に意見の建議がなされているのですが、この年も1回の開催となっております。来年度は現行計画の最終年度であり、次期計画の策定などにより本省において専門部会が開催されることと思われれます。その中で引き続き佐野委員のご意見等

は本省に上げて参りたいと思いますのでその点もよろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、「大阪港港湾雇用秩序連絡会議」でございます。大阪港湾における雇用秩序の確立を図るための方策を検討する場として、労・使及び行政による当会議が昭和 60 年 10 月に設置されております。大阪港湾の雇用秩序の維持確立に関する事項、港湾労働法遵守強化旬間行事等について協議するために毎年会議を 2 回開催しております。また、港湾雇用秩序連絡会議委員による共同パトロールを 2 回から 3 回実施し、船内作業及び沿岸作業等の状況を確認しております。

次に「大阪港ワッペン委員会」でございます。昭和 58 年 12 月開催の大阪港地区職業安定審議会の建議に基づいて、雇用秩序維持に関する方策について具体的な実施事項を検討するため、昭和 59 年 5 月に労・使・行からなる当委員会が大阪港運協会を事務局として発足しております。同委員会で検討の結果、昭和 59 年 7 月 1 日から常用港湾労働者のヘルメットに、港湾労働者であることを証明するワッペンを貼付することとしております。これは、神戸港でも取り組まれていると聞いておりますが、全港で取り組んでいる訳ではありませんので、大阪港の取り組みとしては特色ある好事例だと考えられます。この港湾労働者証をワッペンにして、常時港湾労働者のヘルメットに貼付して港湾作業を行っていることを、平成 12 年の改正港湾労働法について審議されている国会でも紹介されておりました。大阪では特色ある取り組みであると考えております。

最後に、「港湾労働法遵守強化旬間」でございます。これは、昭和 60 年度から港湾労働法の一層の周知を図るため、港湾労働法遵守強化旬間を毎年 11 月 21 日から 11 月 30 日として設けまして、港湾労働法適用六大港において各種啓発活動を展開しております。

以上になりますが、六大港の状況と大阪港の特色など、また東京港の就労状況も踏まえてご報告させて頂きました。

委員の皆様には、満足いく報告内容では無かったかと思ひますが、私共が行う港湾労働対策につきましては、法施行前から港湾労働の歴史がございまして、その取組といたしましては、いつの時代も、労働組合、雇用主団体をはじめとする港湾関係者や関係行政機関と連携、協力が不可欠であるという背景がございまして、このような中で、機会ある毎に皆様の意見を頂き、今後の港湾労働対策の推進を図って参りたいと考えております。

以上で報告を終わらせて頂きます。

(石田部会長)

ありがとうございます。今の件についてご質問等あればお願いします。

(三宅委員)

東京港の悪口を言う会議ではないので。ただ、今の説明で納得ができるとは思いませんが、追加で言うておきますと、近畿運輸局の吉田さんがいらっしゃるから言うておきますが、東京・横浜のいわゆる関東運輸局の管内で関連事業、いわゆる港湾倉庫の定義の10%以上扱えばという定義で、10%といっても10万トンと1,000万トン扱っていて10%かという話はこれから改定時期にもあるかと思いますが、実は関連事業の届出業者、許可をした数がここ数年増えて関東運輸局で120、130業者あるらしいです。詳しい数字はまた吉田さんにでも調べてもらって。大阪は関連事業は20ないでしょ。

(栗田委員)

専業は少ないです。

(三宅委員)

専業の2種、4種の一般港湾運送荷役事業の許可を持って関連事業を持っている以外に100数者あるという意味です。

(栗田委員)

大阪だと14、15業者。

(三宅委員)

そうなんです。それが10倍近く関東にはあるということです。これが特に東京港も先ほど言ったように輸入港であるために、輸入貨物の倉庫が港湾倉庫と定義されているかの問題もあるのですが、ここに関連事業許可でワッペンを申請して、なおかつ申請している以外の沢山の労働者が就労をしていないとこれだけの数が賄えないということがあって、大阪港は運輸局さんや労使の事前協議の制度の中で関連を取るにしても制限を加えながらやっていますが、道路を一つ隔てるとそういうところもある。

ですから、港湾倉庫の定義の部分がもう少ししっかりしてくれないと今度の改定時期はいかんなあということがありますので、このことについて今回申し上げておきたいと思います。

この派遣事業について色々と問題が出てくるのは厚生労働省というか時の政府が労働行政の改悪ばかりして、組合調で申し訳ないが、今回の民主党が代わって沢山

改悪されたり派遣法の改正だとか全部棚上げされてしまった。細かいことを言うときりがありませんが、そういうことの流れの中で今回の港湾労働部会に係っているものも予算を削っている訳ですよ、早く言ったら国が。そここのところはけちっている場合じゃないでしょという話を大阪労働局としてきっちりと本省に上げてもらわないといけない。重ねてその事は言うておきます。1回やったらいいというものとは違いますよと。以上です。

(石田部会長)

ありがとうございます。

(栗田委員)

今三宅委員がおっしゃった東京港の問題、東京も横浜もそうなのですが、大阪と神戸と違ってあそこは京浜港で免許が1本なので、横浜で登録されている労働者が東京で就労することも可能なんです。だから一概に東京が少ないからどうなんだと言われたらその辺を調べてもらわないと、東京がいかに悪いことをしているのかと聞こえるけれども、実際は多分横浜の業者が東京港で就労しているという数字がかなりあると思うんですね。そこを調べてもらわないと。一概に数字だけ見るとそう見えますけれども。以上です。

(三宅委員)

派遣を斡旋して少ないというのはどういうことかと。

(栗田委員)

それは色々あるんです。

(石田部会長)

事務局の方から何かありますか。

(五代儀係長)

今頂いたご意見、部会が1回ではないというご意見も佐野委員の方からも伺っております、2月に本省を訪問する機会もございますので、その時に担当に直接お願いするというので伝えていきたいと思っております。

東京の実態ということにつきましては、やはり我々も中まで入っておりませんのでなかなか伺い知るところではございませんでしてこのような報告になりました。その点ご理解頂きたいと思っております。大阪港におきましては、色々と情報を取りながら皆様にご協力をお願いする中で引き続き取り組んでいきたいと考えておりますの

でよろしくお願ひしたいと思ひます。

(吉田課長)

近畿運輸局の吉田です。先ほど大阪港と東京港での関連事業者の数についてのご質問がございましたが、手元に資料の持ちあわせがございませんので、正確にはわかりませんが、大阪港では栗田委員から話がありましたように、専業としてやられている事業者さんは10数者かなと思ひます。東京港の実態につきましては実数を確認した上で追って報告させて頂きたいと思ひます。以上です。

(石田部会長)

よろしいでしょうか。今の意見を含めまして、他にも何か、議題の1、2も含めましてご意見等ございますか。よろしくお願ひします。

(佐野委員)

別の意見でもいいですか。そろそろ誰も言わないようになっていきますので。今やっているのはいわゆる港湾雇用安定等計画というものがあって、5年間のものを今4年間やっていると。5年終わったら新しい港湾雇用安定等計画が出来るわけですが、歴史を振り返ると、中央港湾審議会と言われていた地区審の時には毎年毎年安定計画が出来ていたんですよ。これが2年になり3年になり、4年前には5年分全部決めるということになっているんですよ。もうすぐ厚生労働省の方でも用意されると思ひますし、その準備も進んで行くと思うのですが、5年前にこの港湾雇用安定等計画について地方の意見を聞く機会を作ってくれとか色々な意見を出したのですがまったく無視をされているのです。労働省から出たものがまだ決まっていな途中でどんな意見を出しても何を言っても一言半句変わらなかったのですよ、5年前ね。僕はそういうのはよくないと思うので、できたら地方からの意見を吸い上げて出来る仕組みを作ってもらいたい。それでないとただ単に大阪港だけではなくてどこの地方もそのように思っていると思うので、そういう機会を作ってもらいたいと思ひます。

労働組合が今何を言っているかという、全国港湾という全ての港湾労働者の団体が港湾労働法の全国適用をと言っているのですよ。僕はそのようになってもらいたいと思うのですが、5年目の節目で非常に重要な時ですからね、そういう意見を出したいなと思ひています。

例えば、東京都港湾局の資料で主要港湾のトン数が出ていますが、ここに大阪港と書いていますが、大阪港と堺泉北港を合わせて港湾労働法の適用港なのですが、資料に出てくるのはいつも大阪港なのです。何故かという、何十年も前に港湾労働法ができた時は大阪港の資料だけでよかったからです。そういうことをずっと引

きずっているんですよ。港湾労働者のための法律だから堺泉北港を含めて、港湾労働法上は大阪港と堺泉北港を合わせて大阪港と言っているのです。この数が違うということはやっぱり合わせていかないといけないと思うし、今の現実として例えば名古屋港の隣に四日市港があるのですが、四日市港は非常に大きいですが港湾労働法が適用されていないと。関門港は六大港の一つとして港湾労働法の適用港となっているのですが、隣の博多港は関門港を抜いているのですが港湾労働法が適用されていない。時代に全く合っていない状況が出ているなと思いますから、今年は港湾労働法の全国適用をやってもらいたいと思うし、5年に1回の港湾雇用安定等計画を作るにあたって一度考え直して欲しいという意見を言いたいと思うし、そのことをここから発信できる仕組みを作ってもらいたいです。そうじゃないとまた5年分の計画を偉い人が決めて、「ワシが作ったから文句言うな」というやり方はよくないなと思うし、実態に合っていない部分を決めてもらうのはやはりよくないと思います。

例えば名古屋港でもそうなのですが、名古屋港で働いている人が同じ会社で四日市港でも働くんですよ。片一方で港湾労働法が適用され、片一方で港湾労働法が適用されていないというのはやはりおかしいと私は思っています。

先ほど派遣法の関係の話もされていましたが、港湾に派遣法が適用されないというのは派遣法で決まっているんですね。これは港湾運送事業に派遣をしたらいけないのですが、全国に港湾運送事業がありながら六大港だけが港湾労働法という法律が適用されるという矛盾や、色々な矛盾もあると思うので、そういう矛盾をちゃんとこの5年に1回の機会に色々な論議をして新しい港湾雇用安定等計画を作ってもらいたいと思います。地方でそのような意見があるというのをちゃんと出して行って、厚生労働省の方で真剣に考えてもらいたいなと。そういう意見があったということを出してもらいたいと思うのと同時に、来年の3月以降新しい年度のもので、多分今時分には決まっていますから秋から準備に入っていくと思うので、準備に入る段階で地方が意見を言える仕組みを作ってもらいたいなと思います。ここでは決められないのですが、そういう意見があるよというのをちゃんと厚生労働省に届けてもらって、労働省の立場で答えてもらうという仕組みを作ってもらいたいなということを感じておきたいなと思います。

(石田部会長)

ありがとうございます。そのあたりについて事務局から何かありますか。

(五代儀係長)

今頂きましたご意見ですが、現行の計画が平成20年に策定されたということなのですが、20年6月に一度専門部会が中央で開かれて、9月から4回専門部会を開いて内容について議論されてきました。その後12月に案として出されまして、各六大

港で部会がございますので、そちらで委員の皆様からのご意見を集約しまして、厚生労働省の方へ部会の意見として上げているという経過がございます。来年度は25年度になりますので、おそらく4月以降の動きの中で意見をあげる機会が出てくるのかなと思いますが、我々も初めてですので確認しないとわかりませんが、平成20年の時にはそのような動きがありましたので、今後厚生労働省にも確認しながら取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

(渡部委員)

今の論議に関連しまして、国土交通省港湾局、こちらが全国的な港湾の指定をするのですが、そことの連携を密にして頂いて、そこからじゃないと物事が進んでいかないのではないかという気がします。今後はそういった点もご留意頂きたいと思っております。以上です。

(石田部会長)

ご意見ございますでしょうか。今の件はそれでよろしいでしょうか。それ以外にも他にご意見ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それではご意見が出尽くしたようですので、本日の第12回大阪地方労働審議会港湾労働部会の議事が全て終了したということにさせていただきます。議事進行にご協力どうもありがとうございました。それでは事務局へマイクをお返しします。

(山口課長補佐)

委員の皆様どうもありがとうございました。本日頂きました貴重なご意見、局の課題についてはしっかり受け止め、また全国的な課題については本省の方に確実に伝えて参りたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第12回大阪地方労働審議会港湾労働部会を閉会いたします。本日は長時間ありがとうございました。